

令和6年12月6日

大豆栽培農家の皆様へ

竜王町農業再生協議会

### 大豆の青立ちほ場の取扱いについて

現在、竜王町内において青立ちによって大豆の生育状況が非常に悪くなり、収量が見込めないほ場が見受けられます。

この場合、水田活用の直接支払交付金（以下「水活交付金」という。）および畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ交付金」という。）について、被害状況の確認等が必要になってくる場合があります。

今後の対応については、下記を確認の上、必要な手続きに沿って資料の準備等、ご対応をお願いいたします。

### 記

#### ①【収量が全く見込めないであろうほ場がある場合の対応】 **※一筆あたり**

- ・収量が全く見込めないからといって関係機関に連絡なくすき込みを行ってしまうと交付金などが受け取れなくなります。
- ・自ら判断するのではなく、すき込み等を行う前には、竜王町農業再生協議会、農業共済組合（大豆共済加入者）の両者に必ず連絡をお願いいたします。すき込み等の実施については、生産者立会いのもと関係機関（再生協議会・県・JA・農業共済組合）による現地確認を行なった後をお願いします。
- ・収量が見込めず、すき込み等を実施するほ場で水活交付金を受けるためには、収穫皆無に係る申し出書・収穫前のほ場写真・栽培管理日誌の提出が必要になります。

#### ②【収量の大幅な減少が見込まれる場合の対応】 **※申請ほ場の総収量**

- ・ゲタ交付金（数量払）の交付申請に係る収量（申請ほ場の総収量）が市町基準単収の1/2に満たない場合は、別途、理由書の提出が必要となります。また、根拠資料として収穫前のほ場写真・栽培管理日誌等を添付する必要があります。（①で提出した書類を根拠資料とすることも可能です。）
- ・収穫を行う場合であっても被害が見込まれる場合は、根拠資料が必要になる場合があるので、被害状況が分かるほ場写真等により記録していただくようにしてください。

【裏面につづく】

### ③被害状況の記録（ほ場写真の撮影）方法

- ・ほ場写真は、被害状況がわかる写真を収穫前に記録として残してください。（①と②共通）
- ・収穫が見込めないほ場が集団（一体的）になっている場合は、ほ場全体が分かる写真と代表的なほ場（少なくとも3筆以上）を抽出して記録をお願いします。
- ・写真は、被害状況が分かる写真とし、撮影月日やほ場地番がわかるようにしてください。  
※写真は、ほ場ごとに、ほ場全体写真・さやの外観写真、さやの中身（結実状況）の写真等を撮影し、被害状況が分かるように記録してください。

### ④関係機関への連絡

- ・収穫量が見込めないほ場がある場合は、12月13日（金）までに、竜王町農業再生協議会・JAグリーン近江宮農振興センターへ連絡してください。
- ・現地確認は、関係機関（再生協議会・県・JA・農業共済組合）と調整の上、日程を後日案内いたします。

#### 【連絡先】

竜王町農業再生協議会 58-3611  
（竜王町役場農業振興課 58-3706）  
（JA 竜王宮農振興センター58-3767）